



平成25年
4月26日(金)
第9091号

目次

	ページ
告 示	
○土壌汚染対策法による区域指定(環境保全課)	2
○第五種共同漁業の免許の内容となるべき事項等(蚕糸園芸課)	2
○家畜伝染病発生報告(畜産課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○道路の供用開始(同)	3
○使用料の収納事務の委託(建築住宅課)	3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(NPO・多文化共生推進課)	4
○土地改良区の設立に係る縦覧(農村整備課)	4
○土地改良区の定款変更認可(同)	4
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧(同)	5
○開発工事の完了(建築住宅課)	5
落 札	
○落札者等の決定(教育委員会管理課)	5
○同(小児医療センター)	6
正 誤	
○平成25年1月4日群馬県公安委員会告示第1号(運転管理課)	6

■ 告 示

◎群馬県告示第189号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成25年4月26日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 富岡市富岡214番4の一部、215番の一部、231番1の一部、231番2の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物(215番の一部、231番1の一部、231番2の一部に限る。)、シアン化合物(215番の一部、231番1の一部、231番2の一部に限る。)並びにふっ素及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物(231番1の一部に限る。)及びシアン化合物(231番1の一部に限る。)

◎群馬県告示第190号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、第五種共同漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間、関係地区及び存続期間を次のとおり定めた。

平成25年4月26日

群馬県知事 大澤 正 明

「次のとおり」は、省略し、関係書類を群馬県農政部蚕糸園芸課及び各農業事務所農業振興課に備え置いて30日間縦覧に供する。

◎群馬県告示第191号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

平成25年4月26日

群馬県知事 大澤 正 明

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	平成25年4月17日	藤岡市	法令殺